

被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限延長

▼申し込み・問い合わせ先 福祉課 社会福祉班(西合志庁舎)
☎(242)1149

基礎支援金の期限を1年延長しました

●対象

- ①住宅が全壊の被害を受けた人
- ②住宅が大規模半壊の被害を受けた人
- ③住宅が半壊または大規模な半壊の認定被害を受け、これらの住宅を解体した人(解体世帯)

仮設住宅などの被災者支援となるものは対象となりません。

●支給額 次の2つの合計額

- ①住宅の被害程度に応じて支援する基礎支援金
- ②住宅の再建方法に応じて支援する加算支援金

※表中の賃貸の場合は公営住宅やみなし

●申請期限 平成31年5月13日(月)

区分	①基礎支援金(被害程度)	②加算支援金(住宅再建方法)		合計①+②
		建設・購入	補修	
複数員世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(※)	50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(※)	50万円	100万円
単身世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
		補修	75万円	150万円
		賃貸(※)	37万5千円	112万5千円
大規模半壊世帯	37万5千円	建設・購入	150万円	187万5千円
		補修	75万円	112万5千円
		賃貸(※)	37万5千円	75万円

今後の地震に備えて

『自宅の耐震化を支援します』

▼申し込み・問い合わせ先 都市計画課(合志庁舎)
☎(248)3855

③耐震改修工事

●補助額 費用の3分の2以内
限度額 60万円

今後の大地震に備え、市民の皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修費用などを補助します。

①耐震診断

●対象

- ・市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者が住んでいるもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- ・建築基準法に違反のない建築物

※昭和56年6月1日以降に増築した部分の面積が延べ床面積の1/2を超えている建築物は対象外

●補助額 費用の3分の2以内

限度額 8万6,000円

②耐震改修設計

●補助額 費用の3分の2以内

限度額 20万円

- ・市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者が住んでいるもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物か市の災証明書または県の災報告書のいずれかにより熊本地震で被災したことが確認できるもの

― ②、③共通 ―

●対象

- ・市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者が住んでいるもの
- ・地上階数が3階以下のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物か市の災証明書または県の災報告書のいずれかにより熊本地震で被災したことが確認できるもの

― 全体共通 ―

●募集期限 4月27日(金) 午後5時

●必要書類 補助申請書、費用の見積書など

※平成28年4月14日～平成29年8月31日に要件を満たす耐震改修設計・工事などの補助を受けずに行なっていた場合、さかのぼって補助を受けられることがあります。詳しくはお尋ねください。

●申請場所 保険年金課(西合志庁舎)

・5月2日(水)までは

・5月7日(月)以降は

庁舎移転のため、申請場所が変更となります。

保険年金課(合志庁舎)

●持ってくるもの

保険証、印鑑(認め印可)

●交付枚数・募集人数

国民健康保険(1人30枚)

・1期 300人

・2期 200人

後期高齢者医療制度(1人50枚)

・100人

※申込受付中。国民健康保険(2期)は9月中旬から交付する予定です。詳しくは広報8月号でお知らせします。

▼問い合わせ先

保険年金課

☎(248)1111

合志市国民健康保険・後期高齢者医療制度 人間ドックとユーパレス弁天の利用料を補助します

人間ドック

人間ドック受診費用の一部を補助します。健診受診は健康づくりの第一歩です。早期発見・早期治療のため、定期的に受診しましょう。

●対象(いずれも先着順)

- 国民健康保険加入者(1,000人)
- ・平成30年4月1日および受診日に国民健康保険に加入している人
- ・本年度中に満40歳以上になる人
- ・国民健康保険税の滞納がない人
- ・特定健診を受けない人

●後期高齢者医療制度加入者(140人)

- ・受診日時で後期高齢者医療制度に加入している人
- ・後期高齢者医療保険料の滞納がない人
- ・後期高齢者健診を受けない人
- 補助の内容
- 人間ドック検診料金の7割以内で、

上限25,000円

●申込場所 保険年金課(合志庁舎)、西合志総合窓口課(西合志庁舎)、泉ヶ丘支所、須屋支所

●持ってくるもの

保険証、印鑑(認め印可)
※内容・料金表などは4月19日(休)以降に各申込窓口にて配置します。

※人間ドック補助金申請書は5月7日(月)から各申込窓口にて配置します。

●申込期間 5月7日(月)～6月29日(金)

※期間外の受け付けはできません。

●注意事項

- ・受診日前に国民健康保険の資格を喪失(社会保険への加入など)した場合の助成を受けられません。
- ・特定健診・後期高齢者健診との二重受診などで補助対象にならないことが判明した場合は、全額受診者負担となります。

▼問い合わせ先

保険年金課
☎(248)1111

ユーパレス弁天 プール・トレーニング室 利用券

ユーパレス弁天で健康づくりを始めませんか。ユーパレス弁天のプールまたはトレーニング室を1回200円で利用できる補助券を交付します。

●国民健康保険・後期高齢者医療制度の保健事業の一環のため、社会保険に加入している人は対象外です。

●対象

- ・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人
- ・本年度中に満40歳以上になる人
- ・保険税(保険料)の滞納がない世帯の人

※国民健康保険に加入している人へ。

平成29年度内の利用枚数が、交付を受けた枚数の3分の1に満たない場合は交付していません。

▼問い合わせ先

商工振興課(合志庁舎)
☎(248)1115

設備故障のため、ユーパレス弁天の温水プールを休止しています。再開時期は未定ですので、利用券の交付を受ける人はご注意ください。

▼問い合わせ先

商工振興課(合志庁舎)
☎(248)1115